

固定資産課税台帳縦覧期間の訂正について

広報こすど三月号に掲載しました固定資産台帳縦覧期間を左記のとおり訂正します。

誤 平成十五年四月一日から
四月二十一日まで
正 平成十五年四月一日から
六月二日まで

平成15年度 新潟県高齢者大学学生募集

明るいつ未来に向かって、色々なことに興味を持ち、意欲的に参加してみませんか！

- ・募集講座 教養講座(二年制) 福祉ボランティア講座 パソコンによるワープロ講座
- ・実施期間 六月～十月まで
- ・場 所 新潟ユニゾンプラザ
- ・応募資格 県内在住の方
- ・応募期限 四月十五日(火) 必着
- ・問い合わせ先 県長寿社会振興財団 〇二五―二八五―一四〇〇

※要項は役場一階高齢福祉係まで

遊びの広場へおいでよ！

保育園入所前のお子さんとお母さん・おばあちゃん(保育担当者)を対象に、手遊び・リズム体操・工作等を行います。親子で楽しく遊び、仲間づくりをしませんか。

- 参加を希望される方は、四月二十一日(月)までに役場保健師に申し込みください。
- 会場 役場保健センター (十月七日のみスポーツ公園)
- 日程
 - ・四月二十四日・五月十三日
 - ・六月十二日・七月三日
 - ・八月五日・九月九日
 - ・十月七日・十一月十三日
 - ・十二月十六日・一月十五日
 - ・二月十七日・三月十二日
- 持ってくるもの
 - ・子供のおやつ代(百円程度)
 - ・飲み物(お茶など)
- 問い合わせ先 役場 保健師 TEL 三八―三一一

平成15年度訪問理美容サービスの利用申込を受け付けます

理美容師が寝たきりの方などのお宅を訪問し、理髪やカットを行います。

高齢者・障害者向けに住宅を改造される方へ

現在、住んでいる住宅を高齢者や障害者の身体状況に適したものに改造(増改築を含む)を行う際に要した経費の一部を助成します。希望される方は、いつでも申請してください。

- ★対象者
 - 次のいずれかに該当する者であって、いずれも対象者の属する世帯員の前年の収入(営業所得等の者は所得)合計が六〇〇万円未満の者
 - ①おむね六十五歳以上の高齢者で介護保険法第十九条による要介護・要支援の認定を受けた者
 - ②身体障害者手帳一・二級の交付を受けている者
 - ③療養手帳Aの交付を受けている者
- ★補助基準額
 - 補助基準額は、次に該当する額とする。
 - ア 対象者の①に該当する者は補助基準額七十万円とする。
 - イ 対象者の②及び③に該当する者は補助基準額九十万円とする。
 - ウ イに該当する者のうち、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象に該当する者は補助基準額七十万円とする。

- ただし、ア～ウの補助基準額は、それぞれの対象経費が基準額を下回った場合は、その金額とする。
- ★対象経費
 - この事業の対象となる経費は対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する住宅について、次に該当する改造等の工事に要する経費です。
 - ① 居室及び廊下等の改造
 - ② トイレの改造
 - ③ 浴室の改造
 - ④ 玄関の改造
 - ⑤ 段差解消機及び階段昇降機の設置
 - ⑥ ホームエレベーターの設置

申請・問い合わせ先 役場 保健福祉課高齢福祉係 TEL 三八―三一一

平成15年度福祉タクシー券の申請を受け付けます

- 対象者
 - 町内に住所を有している方(施設入所又は入院中の方を除く)
 - で次のいずれかに該当する方
 - ①介護保険の要介護三～五の認定を受けている方
 - ②療養手帳A・身体障害者手帳一、二級の交付を受けている
 - 重度心身障害児(者)の方
- 費用
 - 通常の理美容料金(ただし出張料金は無料)
 - 回数 一人年六回まで
- 申請
 - (申請時期により異なります)
 - 申し込み・問い合わせ先 役場保健福祉課高齢福祉係 TEL 三八―三一一
 - 申請 福祉タクシー券(小型タクシー 初乗り料金) 月二枚
 - リフト付きタクシーにも使用できます。
 - 申請 手帳と印鑑を持参して、左記までおいで下さい。
 - 申し込み・問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 三八―五八八〇


約三万本の花き・花木を揃えた春本番のイベント

植木盆栽まつり

四月二十六日(土)～
五月十一日(日)

午前九時～午後五時
花とみどりのシンボルゾーン

同時開催
山野草展
五月三日(土)～五日(月・祝)



健康相談 母子手帳発行日のお知らせ

赤ちゃんからお年寄りまで、健康についてのご相談をお受けしています。また、母子手帳の発行や思春期の心と体についての相談(電話も可)も行います。お気軽にご利用ください。

日時 4月7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)

午前9時～11時30分
午後1時～4時30分

会場 役場保健センター 1階5番の窓口
電話 38―3111
内線 142・143

※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

心配ごと相談

会場 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分

4月の相談日
1日(火) 五十嵐 節・馬場 綾子
15日(火) 青柳 光男・佐藤二三雄

※相談は無料、秘密厳守。

無料 法律相談

相談日 4月23日(水)
午前9時～12時まで

会場 役場 母親教室(三階)
相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日午前中までに役場住民係へ電話(38―3111番内線137番)をお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

都合により4月の行政相談はお休みさせていただきます。

ふれあい電話相談
—教育相談をはじめ いろいろな電話相談に応じます—

- ◆相談日 4月4日(金)・11日(金)・18日(金) 25日(金)
- ◆受付時間 午後1時～5時
- ◆電話番号 38―3300
- ・お名前は、言わなくていいです。
- ・秘密は、固く守ります。

花の湯館の 今月の休館日は 4月11日(金)です

